



お子さんの成長発達をみんなで
見守っていくための
「応援団」を作れるように
ご相談に応じたいと思います。



よくわからないけれど話だけでも聞いてみたい…

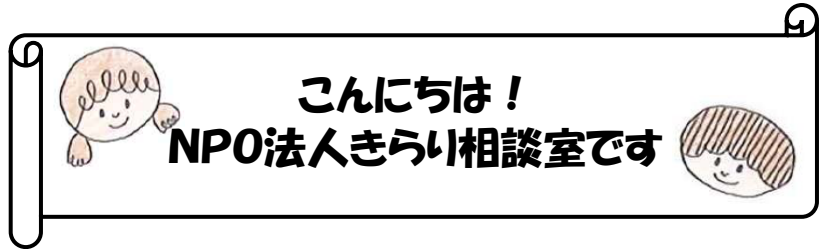
という方はまずはこちらまでご連絡ください。相談は無料です。

NPO法人 きらり相談室

(特定指定相談、指定しょうがい児相談支援事業所)

旭川市神居1条1丁目1-10

TEL 0166-60-3102



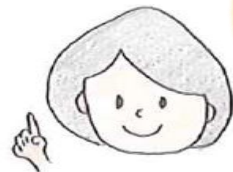
うちの子、発達が
遅いのかしら?

どうすれば
成長するの?

どんなサービスが
あるの?



旭川市には発達が気になるお子さんの成長を支援する施設や、子育ての応援をするサービスがたくさんあります。



きらり相談室は… ★★★★★★★★★★★★★★★★★★

お子さんの発達状況を確認したり、保育園・幼稚園・学校などとも連携をとりながら「今のお子さん」に何が必要なのかを一緒に考え「児童支援(サービス等)利用計画」を立てます。尚、当相談室は北海道行動援護従業者養成研修を受けた相談支援専門員と精神障害関係従事者養成研修を受けた相談支援専門員が在籍しております。



どんなサービスがあるの？

※旭川市に別途申請が必要なサービスです。
(地域生活支援事業)

◀発達支援事業、子ども発達支援センター(幼児対象)▶

- 母子(父子)通園
親子と一緒に通所し、色々な遊びを楽しむことで、親子の愛着関係を深めていきます。
- 単身通園
集団活動の基盤づくりとして、人との関わりや基本的な生活習慣などを身につけていきます。

◀放課後等デイサービス(小学生～高校生対象)▶

小集団の中で、大人やお友達とのやりとりを育んだり、基本的な生活習慣やマナーを身につけていきます。

◀保育所等訪問支援事業▶

保育所・幼稚園・学校などを定期的に訪問し、支援員が先生方と連携をとりながら、人との関わりや日々の生活に困らないように支援をします。

◀ショートステイ▶

家庭の事情により、短期間の外泊が必要な場合に利用できます。
療育手帳を持っているお子様が対象となります。

◀居宅介護(ホームヘルパー)▶

ご家庭に伺い、入浴や食事の介助をします。

◀移動支援* 等...▶

外出先での介助が必要な場合に利用できます。
幼児、小学校低・中学年のお子様も親御さんと一緒にであれば利用が可能です。
単身の利用は原則、小学校高学年から利用が可能です。

◀日中一時支援* ▶

家庭の事情により、一時的な預かりが必要な場合に利用できます。



その他、必要に応じて子育て支援など、
色々な情報もご紹介しています。



サービスを受けるまでの流れ

① 旭川市役所(障害福祉課)にサービス利用の申請が必要です

新規の方は直接窓口へ。計画が必要となる申請者の方に、市役所から「児童支援(サービス等)利用計画案の依頼書」が発行されます。
継続の方は、障害福祉課か相談支援事業所「きらり相談室」にまずご相談ください。

② 「児童支援(サービス等)利用計画案」を作成し、市役所に提出します

「きらり相談室」で計画を立てることが決定したら契約をします。
契約後、状況の聞き取り(アセスメント)を行った後、どんなサービス事業所でどんなサービスを受けるのが良いのかを相談。(原則、ご自宅へ伺います)
サービス事業所の方とも連絡を取りながら「児童支援(サービス等)利用計画案」を作成し、市役所に提出します。

③ サービスの支給が決定したら「サービス等利用計画」を決定します

市役所は提出された計画案を参考に障害福祉サービスの支給決定を行い、受給者証を発行します。支給決定された内容をもとに、サービス担当者会議を開催し「サービス等利用計画」を決定します。

④ 市役所でその計画が適当と認められたら受給者証にサービス内容と回数が記載されます

サービス事業者との契約後、サービスの開始となります。

⑤ サービスの利用開始後も定期的に状況を伺います(モニタリング)

変更するサービスがないかお子さんの様子を伺ったり(原則、ご自宅へ伺います)、サービス事業者へ聞き取りを行い、「児童支援利用計画」が状況にあっているか確認します。状況によっては保護者の方や関係機関が集まって話し合う場を設定します。